

一般競争入札公告

令和2年10月26日

社会福祉法人 皆の郷

理事長 町田初枝

社会福祉法人 皆の郷の発注する「(仮称)第4川越いもの子作業所 厨房設備工事」について、下記のとおり一般競争入札を公告します。参加を希望する場合には、関係書類を作成のうえ提出してください。

記

1. 入札対象工事概要

- | | |
|-------------|---------------------------|
| (1) 工 事 名 称 | (仮称)第4川越いもの子作業所 厨房設備工事 |
| (2) 工 事 場 所 | 川越市大字石田字八ツ島町156-1 |
| (3) 工 事 種 別 | 厨房設備新設工事 |
| (4) 工 事 内 容 | (仮称)第4川越いもの子作業所内の厨房設備設置工事 |
| (5) 工 事 期 間 | 契約日から令和3年 3月31日まで(予定) |

2. 入札方法等

- | | |
|-------------|--------|
| (1) 入 札 方 法 | 一般競争入札 |
| (2) 入札予定価格 | (非公開) |
| (3) 最低制限価格 | 無(非公開) |
| (4) 入札保証金 | 無(免除) |

3. 入札参加資格等

- (1) 埼玉県建設工事等競争入札参加資格名簿(平成31・32年度)に建築工事業で登録されている単体企業(共同企業体は不可)であること。且つ、公告日から落札決定までの期間に「埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱」に基づく入札参加停止の措置を受けていない者で、埼玉県に本社を有すること。
- (2) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者。
- (3) 入札参加募集要項の公告の日から入札を実施する日までの期間で、建設業法による営業停止などの処分を受けていない者。
- (4) 過去5年間で、同様の障害者福祉施設における厨房設備設置工事を元請または下請で施行した実績が3件以上ある者。なお官民合算でよい。
- (5) 設備の性格上、緊急時には即時対応可能な業者であること。
- (6) 当法人の理事が役員をしている法人ではない者。また、対象工事にかかる設計業務の受注者でなく、当該受注者と資本または人事面で関連がない者。

- (7) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申し立てがなされている者、又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申し立てがなされている者については、更生手続又は再生手続開始決定日を審査基準日とした経営事項審査の再審査を受けた後、埼玉県知事が別に定める競争入札参加資格の再審査を受けていること。
- (8) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団、暴力団員が実質的に経営を支配する業者またはその他暴力団もしくは暴力団員と密接な関係を有する業者ではないこと。また、公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る暴力団排除措置要綱に基づく入札参加除外等の措置を受けていない者であること。

4. 一般競争入札参加資格確認申請書の提出

- (1) 受付日 公告日から令和2年11月2日まで
- (2) 受付時間 午後5時まで（時間厳守）
- (3) 提出書類
 - ① 一般競争入札参加資格等確認申請書（様式有）
 - ② 一般競争入札参加資格等確認資料（様式有）
 - ③ 会社案内・会社経歴書
 - ④ 建設業許可証明書の写し
 - ⑤ 平成31・32年度競争入札参加資格審査結果通知書※ 書式は、問合せ先に電子メールにて請求
- (4) 提出方法 郵送または持参 1部提出
- (5) 提出先 社会福祉法人 皆の郷 理事長 町田初枝
埼玉県 川越市 笠幡 字 後口 4063-1
電話：0492-33-2940
担当者：大島
※ なお、提出書類は返却いたしません。
- (6) 問合せ先 上記に同じ

5. 一般競争入札参加資格確認通知及び設計図書等の配布

- (1) 入札参加資格確認審査後、全てに参加資格の有無について書面にて通知を行う。
- (2) 入札参加資格が有と確認された業者には、設計図書等「入札説明書、入札書等書式、図面・仕様書」を郵送にて配布する。（現場説明は行わないものとする）
- (3) 配布した図面・仕様書は入札日に持参し、返却するものとする。
- (4) 質疑書の原本は、押印の上入札日に提出すること。

6. 入札日程等

(1) 公 告 日	令和 2年 10月26日(月)	
(2) 受 付 日 時	令和 2年 11月 2日(月)	午後 5時まで
(3) 設計図書等配布日	令和 2年 11月 3日(火)	発送
(4) 質疑書提出日時	令和 2年 11月11日(水)	午前12時まで
(5) 質疑回答日時	令和 2年 11月13日(金)	午後 5時まで
(6) 入 札 日	令和 2年 11月19日(木)	即日開札

※ 入札場所、質疑書提出先、時間等については入札説明書により通知

7. 落札者の決定

- (1) 予定価格の範囲内かつ最低制限価格以上で入札した者のうち、最低価格で入札した者を落札者とする。
- (2) 予定価格の範囲内かつ最低制限価格以上で入札した者がいない場合は、再度入札を実施する。
なお、初度入札で最低制限価格に満たない者は再度入札に参加できないものとする。
(入札は2回まで実施するものとする)
- (3) 上記(2)によっても落札者がいない場合は、次の①及び②の場合に限り、下記4条件を順守したうえで、交渉による随意契約を行うものとする。
 - ① 最低価格で入札した者に随意契約の意思がある場合(最低価格で入札した者に随意契約の意思がない場合は順次、次に低い価格で入札した者を対象とする)
 - ② 再度入札において、入札に応じる者が1社のみとなった場合
 - 条件1：随意契約であっても契約額は予定価格の範囲内かつ最低制限価格以上であること
 - 条件2：交渉の過程で予定価格を明らかにすることは認められないこと
 - 条件3：入札に当たっての条件等を変えることは認められないこと
 - 条件4：契約額が確定した場合はその内容を書面にし、事業者及び業者が署名捺印をすること
- (4) 落札者とすべき同額の入札をした者が2以上あるときは、くじ引きにより落札者を決定するものとする。(くじ引きの方法は棒引きとする。)

8. 入札にあたっての注意事項

- (1) 代理人をして入札させる場合は、委任状を提出すること。
- (2) 落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に、当該金額の100分の10に相当する額を加算した額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (3) 入札を辞退するときは、入札辞退届(任意様式)により申し出ること。
- (4) 入札回数は2回を限度とする。なお、応札業者が1社の場合、1回のみ入札を行うこととし、再度入札は行わない。
- (5) 談合等不正行為を行わない旨の誓約書を入札当日に提出すること。

- (6) 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号、以下「独占禁止法」という。）等に抵触する行為を行わないこと。
- (7) 下記の各事項に該当する入札は無効とする。
- ① 入札に参加する資格のない者がした入札
 - ② 郵便、電報、電話及びファクシミリにより入札書を提出した者がした入札
 - ③ 談合その他不正行為があったと認められる入札
 - ④ 埼玉県の契約に係る暴力団排除措置要綱に基づく入札参加除外等の措置を受けていることが判明した入札
 - ⑤ 虚偽の一般競争入札参加資格確認申請書を提出した者がした入札
 - ⑥ 入札後に辞退を申し出て、その申し出を受理された者がした入札
 - ⑦ 次に掲げる入札をした者がした入札
 - ア. 入札書の押印のないもの
 - イ. 記載事項を訂正した場合においては、その個所に押印のないもの
 - ウ. 押印された印影が明らかでないもの
 - エ. 記載すべき事項の記入のないもの、又は記入した事項が明らかでないもの
 - オ. 代理人で委任状を提出しない者がしたもの
 - カ. 他人の代理を兼ねた者がしたもの
 - キ. 2 以上の入札書を提出した者、又は 2 以上の者の代理をした者がしたもの
 - ⑧ 前各項目に定めるもののほか、その他公告に示す事項に反した者がした入札
- (8) その他
- ① 公正に入札執行が出来ない状態に陥った場合、入札を執行しないことがあること
 - ② 一度提出した入札書の手直し、引換え又は撤回することはできないこと
 - ③ 入札は当法人の理事、監事等の立ち合いによるものとする
 - ④ 県から指摘や指示があった場合、それに従うこととする

9. 契約方法等

- (1) 様式契約に関する細目は民間（七会）連合協定工事請負契約約款に準拠する。
- (2) 「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（建設リサイクル法）」第 13 条第 1 項の主務省令で定める事項について、書面に記載し契約書に添付すること。
- (3) 契約保証金の徴収は免除する。
- (4) 工事履行保証措置は、工事履行保証保険（工事請負額の 10 分の 1 以上の金額を保証）によることとし、工事完成保証人制度は採用しない。
- (5) 契約の履行については、発注者及び監理者の指示に従うとともに、県等から指導があった場合にはこれに従うこと。
- (6) 一括下請負契約を行わないこと。
- (7) 本契約の締結は、当法人の理事会での承認を受けた後 14 日以内とし、14 日以内に契約の締結が出来ない場合は、契約の意思がないものと見なし、2 番目に低価格で入札した業者と契約することが出来る。

- (8) 消費税の免税業者は、事前に証する書面を届け出ること。
- (9) 請負代金の支払時期に関しては、社会福祉施設等施設整備費国庫補助による補助金交付時期に合わせるものとし、協議の上決定する。
- (10) その他詳細事項については、入札説明書等により別に定める通りとする。